平成 28 年 1 月

あおば事務所のお知らせコーナー

No.111 代表社員　阿久津 渉

新年あけましておめでとうございます。
皆様の健康、安全、発展、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○いよいよマイナンバー法が施行されました　～マイナンバー法

昨年よりご案内しておりますマイナンバー法がいよいよ平成 28 年 1 月 1 日から施行されました。あおば事務所で行う雇用保険の手続き（社会保険は平成 29 年 1 月 1 日以降）につきましてはマイナンバーが必要となります。多くの顧問先様より続々とマイナンバーのご連絡をいただいております。あおば事務所では今回のマイナンバーという大きな変革に合わせてあらゆるリスクを想定し、対応策を講じております。そして今後も「顧問先様の安心」と「安全なマイナンバー関係事務の徹底」を継続してまいります。

なお、あおば事務所よりマイナンバーをお知らせいただく方の一覧として管理名簿を発送しておりますので、まだご連絡をいただいてない場合は下記の流れでご連絡いただきますようお願い致します。

マイナンバー情報（通知カードの写し、転記メモなど）ご連絡の流れ

(1) あおば事務所から、ご連絡頂く方の一覧として「管理名簿」をお送り致しました。
(2) ①「管理名簿」の「事業所回収日」欄に従業員の方からマイナンバーを受領した日付を記入してください。
②受領日を記入した「管理名簿」の写しと「通知カードのコピー（又は転記メモ）」を持参・書留・電話（10 名以下の場合のみ）のいずれかの方法でご連絡ください。

○雇用促進税制のお知らせ　～雇用保険・一部税務

社員を増やすと法人税が優遇される雇用促進税制のご紹介です。この雇用促進税制は以前にも何度か取り上げていますが、会社の事業年度（一決算期）ごとに手続きが必要になりますので定期的に紹介しております。この制度は事業年度の 1 年間において、雇用保険の被保険者数が増加（中小企業は 2 人以上かつ 10％以上）した場合に、増加した人数×40 万円（上限は法人税額の 20％）の税額控除が受けられるというものです。控除を受けるには事前にハローワークへ手続する必要があります。事前に出すということは今後 1 年間の採用する人員数の予定を記入して届け出ることになるので、税制優遇が受けられるかどうかは事業年度が終わらないと分らないことになります。しかし事前提出が条件ですから、とりあえず「雇用促進計画」を出しておく、という方法もあります。計画の届出は事業年度を開始してから 2 ヶ月以内が手続きの期限となっています。今後の事業年度で採用計画のある顧問先様は是非ご相談ください。

○(新設)女性活躍加速化助成金のご案内　～助成金

平成 28 年 4 月 1 日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されます。これは、301 人以上の労働者を雇用する事業主について、自社の女性の活躍状況の把握と課題分析、行動計画の作成・届出、情報公表などを義務付けるものです。

一方、300 人以下の事業主については努力義務となっているのですが、この努力義務とされている事業主への取り組みを推進するためにこの助成金が創設されました。

内容は、自社の女性の活躍推進を図るための「取組目標」を設定し、実施した場合(ステップ 1～3)に 30 万円、更に具体的な「数値目標」を達成した場合(ステップ 4)に 30 万円が支給されるというものです（それぞれ 1 事業主 1 回限り）。

［ステップ 1］　女性活躍推進法に基づく行動計画を作成し、ポジティブ・アクション応援サイトで公表する。
［ステップ 2］　作成した行動計画について、都道府県労働局への届出、労働者への周知、公表や女性の活躍に関する情報の公表を行う。
［ステップ 3］　数値目標の達成に向けた取組を実施する。
［ステップ 4］　数値目標を達成し、達成状況を公表する。
※具体的な取り組み例や手続き方法は助成金担当の矢部までご相談ください。

社会保険加入の顧問先様　社会保険の随時改定（いわゆる月変）に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所　Tel 048-592-0475　Fax 048-592-0590
〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e－mail: akutsu@aobaroumuoffice.com　（阿久津直通）
ＵＲＬ　http://aobaroumuoffice.com/　mado@aobaroumuoffice.com　（事務手続き用）